

平成十四年法律第一百六十三号
独立行政法人日本芸術文化振興会法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）
第二章 役員及び職員（第七条—第十二条）
第三章 評議員会（第十二条—第十三条）
第四章 業務等（第十四条—第十七条）
第五章 雜則（第十八条—第二十条）
第六章 罰則（第二十一条—第二十二条）
附則 第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、独立行政法人日本芸術文化振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）
第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本芸術文化振興会とする。（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るために対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能（第十四条第一項において「伝統芸能」という。）の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を行ふとともに、我が国における現代の舞台芸術（同項において「現代舞台芸術」という。）の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もつて芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。（中期目標管理法人）

第三条の二 振興会は、通則法第二条第一項に規定する中期目標管理法人とする。（事務所）
第四条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。（資本金）
第五条 振興会の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加しては、同項中「前条」とあるのは、「前条及び

て出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が十六条第一項の芸術文化振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、振興会に追加して出資することができるとする。

4 振興会は、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評議委員が評価した価額とする。

6 前項の評議委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。（名称の使用制限）

第六条 振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならない。

第七条 振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。（役員）
2 振興会に、役員として、理事三人以内を置く（理事の任期）
（理事の職務及び権限等）

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。（理事の任期）

第九条 理事の任期は、四年とする。（役員の欠格条項の特例）

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

（振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について）
2 振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び

独立行政法人日本芸術文化振興会法第十条第一項」とする。（役員及び職員の地位）

第十一條 振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）、その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員のみなす。

第三章 評議員会（評議員会）
評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

（評議員会）
評議員会は、評議員会を置く。

第二十二条 評議員会は、二十人以内の評議員で組織する。

（評議員）
評議員会は、評議員会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

評議員の任期は、二年とする。（評議員）
評議員は、評議員会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

評議員の任期は、二年とする。（評議員）
評議員は、評議員会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（業務の範囲）
第十四条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化的振興を目的とするものハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化的振興又は普及を図るための活動

（芸術文化振興基金）
二 劇場施設（伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。）を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行ふこと。

（芸術文化振興基金）
第三章 評議員会（評議員会）
評議員会は、第十四条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第二条第十項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十一項の規定により

三 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。

四 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。

五 第二号の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは普及する目的とする事業の利用に供すること。

六 前各号の業務に附帯する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第二号の劇場施設を一般的の利用に供する業務を行ふことができる。

（積立金の処分）
第十五条 振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第十三条第二項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

通則法第二十一条第三項ただし書及び第四項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

（業務の運営）
第十六条 振興会は、第十四条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「助成業務」という。）に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、附則第二条第十項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び同条第十一項の規定により

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日のいずれか遅い日

附 則（平成二十六年六月一三日法律第六七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分 手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。